

# 協会けんぽ鳥取支部 令和6年度収支

【資料6】

(百万円)

		鳥取支部	全国
収入	保険料収入	43,803	10,648,967
	一般分	43,797	10,647,587
	その他収入	132	33,879
	債権回収以外	81	19,171
	債権回収	51	14,708
	計	43,935	10,682,846
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	23,597	5,679,966
	医療給付費 (A)-(B)	27,254	5,679,966
	医療給付費 (A)	27,254	5,682,023
	災害特例分 (B)	0	2,057
	年齢調整額	▲ 673	-
	所得調整額	▲ 2,984	-
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	2,308	543,002
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	14,862	3,497,060
	業務経費(国庫補助を除く)	795	187,056
	一般管理費(国庫負担を除く)	269	63,275
	その他支出	229	53,909
	令和4年度の収支差の精算	▲ 621	-
	令和4年度のインセンティブ	45	-
	加算額	45	10,126
	減算額	0	▲ 10,126
	計	41,484	10,024,267
収支差	計	2,451	658,579
	全国平均分	2,799	658,579
	地域差分	▲ 348	-

端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

(注)

①年齢調整額、所得調整額のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

②債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

③医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和6年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

④「令和4年度の収支差の精算」は、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

## 令和6年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算の見通し

(百万円)

支部別収支差(地域差分) (a)	▲ 348
総報酬額(6年度実績) (b)	452,447
保険料率換算 (a) / (b) × 100	▲ 0.08

(注) 令和8年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

令和8年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和6年度の支部の収支差(地域差分)を令和8年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和6年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。